

# 兵庫県工賃向上計画（平成30(2018)－2020年度）

## I 計画の概要

《工賃水準の向上を図る取組を推進し、障害者が地域でより自立した生活を営める環境づくりを促進する。》

- 1 位置付け: 「工賃向上計画」を推進するための基本的指針（国通知(H30.2.28付け)に基づく都道府県における取組かつ第5期兵庫県障害福祉推進計画の行動計画）
- 2 計画期間: 平成30(2018)年度から2020年度までの3年間
- 3 県目標工賃: 2020年度: 19,000円 (H30:17,000円、H31:18,000円)
- 4 対象事業所: 就労継続支援B型事業所  
(計画を策定する就A、地域活動支援センター、小規模作業所を含む)

### ポイント

- ◇ 県及び事業所等の双方において、工賃向上計画を作成
- ◇ 県目標工賃は 2020年度に19,000円とすることを目標として設定 (H30 17,000円 H24 +3割)
- ◇ 事業所等の取組を積極的に支援するための 企業や行政機関等の支援を推進

## II 現状と分析

### 1 現状

#### (1) 県平均工賃月額推移

平均工賃月額は、14,007円（対H18比37.5%増）と伸びてはいるものの、依然として全国平均と比べ低水準（全国順位37位）。

年度	工賃支払総額	平均工賃月額	策定事業所数
平成18年度	593,231,800円	10,190円	180
19年度	612,992,484円	10,799円	177
20年度	646,287,296円	10,974円	193
21年度	733,530,050円	11,077円	245
22年度	803,723,484円	11,477円	279
23年度	934,325,656円	11,868円	327
24年度	1,054,315,566円	12,754円	370
25年度	1,189,777,776円	13,020円	408
26年度	1,334,707,087円	13,608円	413
27年度	1,359,977,602円	13,735円	454
28年度	1,603,359,752円	14,007円	478

#### (2) 県平均工賃月額分布の推移 全体として、工賃水準は上昇（H23は第1次計画前年度）

平均工賃（月額）	平成28年度		平成23年度		構成割合差 a - b
	事業所数	構成割合a	事業所数	構成割合b	
5,000円未満	60	12.6%	66	20.2%	-7.6%
5,000円以上 10,000円未満	136	28.5%	115	35.2%	-6.7%
10,000円以上15,000円未満	128	26.8%	72	22.0%	+4.8%
15,000円以上20,000円未満	82	17.2%	33	10.1%	+7.1%
20,000円以上	72	15.1%	41	12.5%	+2.6%
計	478	100.0%	327	100.0%	-

## III 今後の課題と取組

### 1 事業所の課題

- ア 利用者の特性を踏まえた適切な事業実施
- イ 労働・安全・衛生等の基本知識の周知
- ウ 品質向上（性能向上・生産性向上）意識の共有
- エ 広報・宣伝に対する意識向上（マスコミへの情報発信等）
- オ 兵庫セルフセンター等、中間支援施設との連携や県・市町等とのメール受信等による情報共有
- カ 企業等との関係の強化、受注・納期に対する認識の向上

### 2 企業・行政機関等の支援方策

- ア 事業所等の運営における企業の経営手法の導入促進
  - a 商品開発、市場開拓、作業効率の向上等のための技術指導の強化
  - b 経営効率化、市場開拓等による売上増、事業拡大支援
- イ 民間を含めた優先発注の推進
  - a 県の各部局、市町への制度周知の強化
  - b 企業等への発注働きかけ
- ウ 県内事業所全体での工賃向上意識の醸成、技術等ノウハウや障害者処遇にかかる知識等の共有（技術向上発表会、講演会等の動画作成等）
- エ 共同受注ネットワークの強化（圏域内交流推進、ネットワーク会議出席等勧誘等）
- オ 庁舎等を活用した食堂営業、事業所商品の販売スペースの確保
- カ 兵庫県の特色を活かし、温泉や道の駅を活用した商品企画、販売促進等、地域活性化に寄与するための事業への支援
- キ 農業に取り組む事業所への企業等と連携した支援拠点の設置、生産指導等事業支援（農福連携の推進）
- ク インターネットや放送・印刷媒体等の活用による事業所商品の広報・販売促進（+NUKUMORI（ぷらすぬくもり）サイトの運用、周知広報促進）

### 3 目標の達成状況の把握、公表及び対応

- ア 県ホームページへの掲載等による工賃公表
- イ 目標と著しく乖離している事業所等に対しては、適宜、ヒアリング等によってその状況を確認